

## 令和6年度 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 感田福祉会
代表者氏名	理事長 日南川 宣明
法人の所在地	福岡県直方市感田 2651-1
法人の電話番号	0949-26-6758

### 2. 利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	感田保育園
所在地	福岡県直方市感田 2651-1
電話番号	0949-26-6758
管理者名	園長 日南川 宣明
利用定員	3号認定のうち乳児 15名
	3号認定のうち1,2歳児 45名
	2号認定 60名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。
認可年月日	昭和49年10月30日

### 3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることができるよう支援することを目的とする。
理念	<p>【保育理念】「社会福祉法人感田福祉会」の運営する「感田保育園」は、児童福祉法に基づき「保育を必要とする」乳幼児の保育を行う。保育にあたっては、子どもの人権や主体性を尊重し、児童の幸福のために保護者や地域社会と連携し、児童の福祉を積極的に増進し、併せて地域における家庭援助を行う。</p> <p>尚、児童の福祉を積極的に進めるために、職員は豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上のため知識の修得と技術の向上に努める。</p> <p>又、家庭援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ相互に啓発するものである。</p> <p>【保育方針】・職員が保育に臨む基本的姿勢にあたって、子どもや家庭に対してわけ隔てなく保育を行い、人権を尊重し、プライバシーの保護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活が出来るよう環境・時間に配慮し、主体性をもって活動が出来るようにすることにより、健全な心身の発達を図る。</li><li>・家庭や地域社会との連携を図り、養護と教育が一体となった保育を展開することにより、豊かな人間性を持った子どもを育てる。</li></ul>

	<p>・保育に関する要望や意見、相談に際しては、分かりやすい用語で説明を行い、公的施設としての社会的責任を果たす。</p> <p>【保育目標】『大きな夢と力を』</p> <p>豊かな人間関係と豊富な体験により、生きる力を育む</p> <p>*心の安定を基礎に体力を養い、丈夫な身体をもつ子ども</p> <p>*友だちや仲間と共に育ちあう子ども</p> <p>*葛藤や困難をのり越えていこうとする子ども</p> <p>*自分の意志や考えを表現し、また、相手の思いに気づく子ども</p>
--	---

#### 4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	2,371.88 m <sup>2</sup>	
	園庭	1,802.59 m <sup>2</sup>	
建物	構造	鉄骨造りセメント 瓦葺造2階建	
	延べ面積	875.22 m <sup>2</sup>	
施設の内容	乳児室	2室	保育室 7室
	ほふく室	1室	遊戯室 1室
	調理室	1室	幼児用トイレ 2室
	調乳室	1室	医務室・沐浴室・事務室 3室
設備の種類	冷暖房（保育室）、空気清浄器（保育室）、プール、防犯カメラの設置 電磁ロック式通用門		
その他	屋外遊戯場	1,802.59 m <sup>2</sup>	

#### 5. 職員体制 令和6年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1人	人
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1人	人
保育士	定期的な職務を行う	11人	9人
調理員	定期的な職務を行う	人	2人
調理師	知識経験を必要とする業務を行う	人	2人
管理栄養士・栄養士	園児の栄養指導及び管理	2人	人
事務員	定期的な職務を行う	1人	人

\*当園では、運営に関する基準を定める条例の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	災害 台風 洪水時等の場合休園する場合があります。 当園より園児・職員に新型コロナウイルス等が発生した場合、市と協議の上臨時

	休園する場合があります。
--	--------------

**\*警報発令時の対応について**

1. 緊急時には感田保育園利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図り、保護者の皆さんへ情報を一斉メールします。
2. 火災・地震の際には、園庭中央に避難します。
3. 洪水時の避難場所は、保育園2階保育室へ垂直避難し救援を待ちます。ただし、外部への避難の必要が必要な場合は、地域の避難場所となっている感田小学校へ避難します。

**\*感染症流行時の対応について**

1. 感田保育園では、空気清浄器を各部屋に設置しています。
2. 感染症の疑いが有る場合、早期に医師の診断を受け、医師の指示に従って下さい。(保育園は子どもたちの集団生活の場です。園内で病気が蔓延するとすべてのご家庭にご迷惑をおかけすることになります。)

**7. 保育を提供する時間**

保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時30分から午前8時30分、 午後4時30分から午後5時30分

\*上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

\*利用者負担額については、入園のしおり参照

**8. 提供する保育等の内容**

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- ① 特定教育・保育の提供  
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- ② 年長組は、マーチング・室内楽・空手に取り組んでいます。  
年中組は、和太鼓に取り組んでいます。  
年長組・年中組は、園外保育を多く取り入れ 海や山・川等自然とふれあう機会を多く持つようにしています。  
子どもたちは、雨天の場合でも広い遊戯室で身体を動かすことが出来ます。

**9. 食事の提供方法等について**

- ① 食事の提供方法  
自園調理
- ② 食事の提供を行う日  
保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。  
3歳以上児クラスは、給食費(副食費)が利用者負担となります。(ただし、給食費(副食費)は収入等によって免除となる所帯等がありますので市にお尋ね下さい。)  
年長組は、年1回(英彦山園外保育)お弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
2歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
3歳児		12時頃	15時頃	
4歳児		12時頃	15時頃	
5歳児		12時頃	15時頃	

\*食中毒を防ぐ為、給食の提供できる時間を限らせていただきます。

- ・欠席の場合又は通院等で登園が遅れる場合、午前10時までに連絡をお願いします。
- ・連絡があっても、  
もも組・ちゅうりっぷ組・たんぼぼ組は、午前11時30分を超えた場合や  
ゆり組・きく組・すみれ組は、午後12時30分を超えた場合は給食の提供はいたしません。
- ・連絡が無い場合には、昼食の提供はいたしません。

### ③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診察及び適切な検査を受けた結果による指示書の提出が必要です。（※6ヶ月毎に見直し）  
除去食に対応しています。

### ④ その他衛生管理等

集団給食施設届出を嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による園長及び全保育士、全調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 10. 利用料金

### ① 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### ② 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

延長保育料は翌月早々に請求書をお渡ししますので毎月15日までに納入下さい。

給食費（副食費）月額4,800円。納入袋をお出しますので毎月15日までに納入下さい。

（令和5年度は、福岡県・直方市より補助金が出て利用料金に変更になっていますが、令和6年度は未定です。）

\*保護者会からの会費の徴収があります。運動会等園行事への協賛を目的とします。月額300円、毎月15日までに納入下さい。

\*利用料金の滞納が3箇月を超えた場合には、退園していただく場合があります。

## 11. 利用の開始について

当園では、直方市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席するとき
- ⑤ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### ① 小児科

医療機関の名称	あざかみこどもクリニック
医院長名又は医師名	阿座上 才紀

### ② 歯科

医療機関の名称	あかま歯科クリニック
医院長名又は医師名	赤間 廣輔

## 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、当園の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書及び洪水時の避難確保計画書により対応します。
避難訓練	火災・地震・不審者を想定した避難訓練を月1回実施
災害時避難場所	感田小学校（洪水時は感田保育園2階保育室）

\*緊急時には感田保育園利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図り、保護者の皆さんへ情報を一斉メール送信します。

## 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員が毎日、園児の様子等に気をつけています。虐待の疑いがある場合、市へ通報の義務があります。

## 17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	賠償責任保険「ほいくのほけん」	災害共済給付契約

### ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付契約について

#### ■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災 害 の 範 囲
負 傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの
疾 病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ( ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病 )

障 害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 (その程度により第1級から第14級に区分される。)	
死 亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	
	突 然 死	運動などの行為に起因する突然死
		運動などの行為と関連のない突然死

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合

#### ■ 給付に関する注意事項

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

#### 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	日南川 宣明（施設長）	
受付責任者	日南川 博子（主任保育士）	
利用時間	午前10時～午後4時	
連絡先	電話 0949-26-6758	
第三者委員	赤間 功 直方市感田1887-13 あかま歯科クリニック tel26-8117	阿座上 才紀 直方市頓野3826-1 あざかみこどもクリニック tel25-2666
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。	

\*上記の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、福岡県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

（運営適正化委員会の連絡先：092-915-3511）

#### 19. 個人情報の保護に関する基本方針

社会福祉法人感田福祉会は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 当法人は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。

- 5 当法人は個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、紛失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申し出があった場合には、適切かつ速やかに対応します。
- 7 当法人は、個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 当法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 当法人は、この方針を実行するため、内部管理体制を策定し、これを当法人役職員に周知徹底し、継続的に改善・実施します。

## 20. 当園におけるその他の留意事項

保護者による保護者会活動があります。

## 重要事項説明書についての同意書

令和 年 月 日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 感田保育園  
説明者 園長 日南川 宣明

私は、本書面に基づいて感田保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

園児との続柄 \_\_\_\_\_

園児名 \_\_\_\_\_ (クラス名: \_\_\_\_\_ 組)

園児名 \_\_\_\_\_ (クラス名: \_\_\_\_\_ 組)